

トライアル発注・販路開拓支援事業

1 目的

県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する。

2 対象者

次のいずれかに該当する中小企業等が対象となる。

- (1) 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者で、県内に本社・本店を有するもの
- (2) 資本金10億円未満の企業で、県内の事業所において、県内の地域資源を活用又は県試験研究機関等と共同研究で製品等を開発した企業

3 事業内容

(1) 対象となる製品等

次の①～③に掲げる要件の全てを満たすもの

- ① 上記2の対象者が開発したものであって次のいずれかに該当するものであること。
 - ・新商品（ただし、食品、飲料及び医薬品は除く。）
 - ・上記新商品を利用した役務の提供（ただし、当該新商品を開発した中小企業等による役務の提供に限る。）
 - ・新役務の提供（ただし、当該役務を開発した中小企業等による役務の提供に限る。新役務とは、新たに開発された役務をいう。）
 - ・公共工事における工法
- ② 優れた技術・製品特性を有し、市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ・当該製品等の技術等について、新規性や独創性が認められること。
 - ・優れた特性を有し、環境対応、省エネルギー、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められること。
- ③ 県の機関が調達している品目又は使途が見込まれる品目であること。

(2) 製品等の選定方法等

